

**3. 基金の額 (平成22年3月31日現在)**

(単位：千円)

種 目	金 額
現 金	4,876,037
未払金	△221,769
合計	4,654,268

なお、未払金は平成21年度一般会計繰入からの繰戻し予定額である。

**4. 設置目的**

県が国から交付を受ける介護基礎緊急整備等臨時特例交付金により、特別養護老人ホーム等にスワリソングラ一設備を整備するための事業 (以下「スワリソングラ一整備事業」という。) に要する経費並びに特別養護老人ホーム等を緊急に整備するための事業及びスワリソングラ一整備事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため (条例第1条)。

**5. 基金の推移**

(単位：千円)

年度	積立額	取崩額	残高
平成21年度	4,876,037	—	4,876,037

基金設置の財源は、厚生労働省からの交付金である。

**6. 基金の管理等運用状況**

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする (条例第4条)。

なお平成21年度末現在の現金の内訳は以下の通りである。

種 類 別 段	預入額 (千円)	金融機関	利率	預入期間
大口定期	288,710	青森銀行	—	平成21年11月20日～ 平成22年11月22日
大口定期	807,240	青森銀行	0.53%	平成21年11月20日～ 平成22年11月22日
大口定期	285,423	青森銀行	0.53%	平成22年11月22日
大口定期	176,558	青森銀行	0.42%	平成22年3月31日～ 平成23年3月31日
大口定期	1,384,447	青森銀行	0.37%	平成22年3月31日～ 平成22年9月30日
大口定期	2,000,000	青森銀行	0.42%	平成22年3月31日～ 平成23年3月31日
スーパ一定期	600	青森銀行	0.06%	平成22年3月31日～ 平成22年9月30日
合 計	4,876,037			

**7. 基金の処分状況**

基金は、スワリソングラ一整備事業に要する経費並びに特別養護老人ホーム等を緊急に整備するための事業及びスワリソングラ一整備事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる (条例第5条)。

**8. 監査の結果及び意見**

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

**【指摘①】 預入金融機関の指定について**

基金の預入金融機関の選定については、預入期間と積立金額を提示するのみで、金融機関の指定については会計管理者に一任している (総論で指摘済み)。

**【指摘②】 預入期間が同一の定期預金の運用について**

基金の管理運用状況は上記6.に記載があるが、この中に預入期間が同一で利率の異なる定期預金が2口あり、再掲すると以下のとおりである。

種 類	預入額(千円)	金融機関	利率	預入期間
大口定期	1,384,447	青森銀行	0.37%	平成22年3月31日～平成22年9月30日
スーパードラッグ	600	青森銀行	0.06%	平成22年3月31日～平成22年9月30日

地方自治法第241条第2項及び基金条例第3条に規定しているように、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならぬ。上記のスーパードラッグ定期600千円は、平成21年度の定期預金利息を別証書として預け入れられているものである。しかしながら、運用期間は同一であるにも関わらず小口にしてしまったために、低利率になったものである。驚くほどに運用利率は6倍もの差があり、金額にすると、 $600,436円 \times (0.37\% - 0.06\%) \times 184日 \div 365日 = 938円$ の逸失となっている。資金管理の方法として有利な方法は、大口定期に含めた上でその利率で運用することであることは明白である。預入期間が同一の定期預金の場合は、積極的に別証書で管理しなければならぬ場合を除き、有利な利率で運用すべきである。

**No.17 青森県介護職員処遇改善等臨時特例基金**

**1. 設置年月日**

平成21年11月20日

**2. 基金条例及び関連法規等**

青森県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例(平成21年10月19日青森県条例第75号)

**3. 基金の額(平成22年3月31日現在)**

(単位：千円)

種 目	金 額
現金	5,804,323

**4. 設置目的**

県が国から交付を受ける介護職員処遇改善等臨時特例交付金により、介護職員の処遇の

改善を図るための事業及び特別養護老人ホーム等の開設等を支援するための事業(以下「施設開設等支援事業」という。)に要する経費並びに施設開設等支援事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため(条例第1条)。

**5. 基金の推移**

(単位：千円)

年度	積立額	取崩額	残高
平成21年度	6,516,612	712,289	5,804,323

基金設置の財源は、厚生労働者からの交付金である。

**6. 基金の管理等運用状況**

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。(条例第4条)  
なお平成21年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額(千円)	金融機関	利率	預入期間
別段預金	719,302	青森銀行	—	—
大口定期	607,158	青森銀行	0.48%	平成21年11月20日～平成22年6月30日
大口定期	607,158	青森銀行	0.48%	平成22年11月20日～平成22年9月30日
大口定期	1,453,148	青森銀行	0.53%	平成21年11月20日～平成22年11月22日
大口定期	69,167	青森銀行	0.53%	平成21年11月20日～平成22年11月22日
大口定期	1,813,617	青森銀行	0.42%	平成22年3月31日～平成23年3月31日
大口定期	529,728	青森銀行	0.42%	平成22年3月31日～平成23年3月31日
スーパードラッグ	5,045	青森銀行	0.07%	平成22年3月31日～平成23年3月31日
合 計	5,804,323			

**7. 基金の処分状況**

基金は、介護職員の処遇の改善を図るための事業及び施設開設等支援事業に要する経費

並びに施設開設等支援事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる(条例第5条)。

8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘①】預入金融機関の指定について

基金の預入金融機関の選定については、預入期間と積立金額を提示するのみで、金融機関の指定については会計管理者に一任している(総論で指摘済み)。

【指摘②】基金の流用について

当期取崩額の内訳は以下のとおりである。

事業名	金額(千円)
介護職員処遇改善交付金事業(基本事業分)	697,107
介護職員処遇改善交付金事業(その他事業分)	9,653
施設開設準備経費特別対策事業(基本事業分)	5,400
施設開設準備経費特別対策事業(その他事業分)	129
合計	712,289

このうち、介護職員処遇改善交付金事業(その他事業分)は、事務費であり、国へ執行状況を報告する際にまとめた資料の要約が次のとおりである。

(単位：千円)

科目	国への報告用	決算統計節別集計表
賃金	1,203	1,203
共済費	162	149
需用費	1,601	1,210
役務費	474	720
使用料及び賃借料	162	264
旅費	1	60
委託料	6,047	6,047
合計	9,653	9,653

上記表から、一事業について二種類の集計表が存在していることがわかる。

この点については、平成20年度における包括外部監査で指摘済みの事項であり、また県は平成22年1月29日発行の県報号外第3号に「平成20年度事業から、節別集計表の作成にあたっては、事業担当者として総務担当者が事業毎、科目毎に数字のすり合わせを細部

にわたって行うなど連携を密にすることとした。」と監査結果に基づき改善措置の状況に報告済みである。しかしながら、国への執行状況報告と県の決算統計節別集計表には従前のように齟齬がある。県は、ホームページなどに改善状況を公開しているものの、その改善実態はまさにおざなりであり、包括外部監査制度を監視している姿勢と言わざるを得ない。そしてこの結果、需用費及び役務費の中には部局で発生した共通経費(コピー代、ファール購入費、電話代など)が混在している。これは予算総額(＝基金取崩額)と決算統計節別集計表を一致させるため、最初に賃金や委託費などの直接費を集計した後、予算残額を他の費目で充当するという方法により辻褄を合せていることによる。上述の恣意的操作により、集計された金額の中には基金の処分目的に合致しない支出が含まれることとなり、換言すれば基金の取崩額をロンダリングすることによって一般財源化していることを意味する。部で発生する共通経費の配賦について、県は早急に一定のルールを作成した上で、これを周知徹底する必要がある。

【指摘③】預入期間が同一の定期預金の運用について

預入期間が同一で利率の異なる定期預金があり、再掲すると以下のとおりである。

種類	預入額(千円)	金融機関	利率	預入期間
大口定期	1,813,617	青森銀行	0.42%	平成22年3月31日～平成23年3月31日
大口定期	529,728	青森銀行	0.42%	平成22年3月31日～平成23年3月31日
スーパー定期	5,045	青森銀行	0.07%	平成22年3月31日～平成23年3月31日

NO.16 青森県介護基金緊急整備等臨時特例基金でも同様の内容を指摘済みであるが、この基金についても定期預金を小口に分けたために逸失利息が生じており、その額は5,045,000円×(0.42%－0.07%)＝17,657円である。

資金管理の方法として有利な方法は、大口定期に含めた上でその利率で運用することであることは明白である。預入期間が同一の定期預金の場合は、積極的に別証書で管理しなければならぬ場合を除き、有利な利率で運用すべきである。

No.18 青森県子育て支援対策臨時特例基金

1. 設置年月日

平成21年3月13日

**2. 基金条例及び関連法規等**

青森県子育て支援対策臨時特例基金条例(平成 21 年 3 月 13 日青森県条例第 2 号)

**3. 基金の額 (平成 22 年 3 月 31 日現在)**

(単位：千円)

種 目	金 額
現 金	2,472,024
未収金	32,237
合計	2,504,261

**4. 設置目的**

国から交付を受ける子育て支援対策臨時特例交付金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金により、子どもを安心して育てることができるとする体制を整備するための事業に要する経費及び子育て支援対策事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てらるため。(条例第 1 条)。

**5. 基金の推移**

(単位：千円)

年度	積立額	取崩額	残高
平成 20 年度	977,084	—	977,084
平成 21 年度	1,959,321	432,144	2,504,261

基金設置の財源は、厚生労働省及び文部科学省からの交付金である。

**6. 基金の管理等運用状況**

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする(同条例第 4 条)。

なお平成 21 年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額 (千円)	金融機関	利率	預入期間
大口定期	544,997	青森銀行	0.37%	平成 22 年 3 月 31 日～平成 22 年 9 月 30 日
大口定期	22,530	青森銀行	0.37%	平成 22 年 3 月 31 日～平成 22 年 9 月 30 日
大口定期	628,504	青森銀行	0.48%	平成 21 年 11 月 20 日～平成 22 年 5 月 31 日
大口定期	25,731	青森銀行	0.48%	平成 21 年 11 月 20 日～平成 22 年 5 月 31 日
大口定期	14,249	青森銀行	0.19%	平成 22 年 3 月 31 日～平成 22 年 5 月 31 日
大口定期	544,997	みちのく銀行	0.37%	平成 22 年 3 月 31 日～平成 22 年 9 月 30 日
大口定期	22,530	みちのく銀行	0.37%	平成 22 年 3 月 31 日～平成 22 年 9 月 30 日
大口定期	628,504	みちのく銀行	0.48%	平成 21 年 11 月 20 日～平成 22 年 5 月 31 日
大口定期	25,731	みちのく銀行	0.48%	平成 21 年 11 月 20 日～平成 22 年 5 月 31 日
大口定期	14,249	みちのく銀行	0.19%	平成 22 年 3 月 31 日～平成 22 年 5 月 31 日
合 計	2,472,024			

**7. 基金の処分状況**

基金は、子育て支援対策事業に要する経費及び子育て支援対策事業を行う市町村に対する補助に要する経費に充てる場合に限り、これを処分することができる(条例第 5 条)。

**8. 監査の結果及び意見**

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

**【指摘】知事との協議を怪しない指定金融機関以外の金融機関への預け入れについて**

基金の預入金融機関の選定は、知事との協議を行わずに指定金融機関以外の金融機関へ預け入れをしている(総論で指摘済み)。



【意見】 基金の概算取崩しについて

平成 21 年度の基金取崩額と執行金額を比較すると以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名	①基金取崩額	②執行金額	①-②差額
認定こども園事業	10,000	3,345	6,655
高等技能訓練促進事業費(県分)、児童養護施設等の環境改善事業	50,021	9,290	40,731
上記事業の文部科学省分	51,021	17,582	33,439
保育所緊急整備事業、放課後児童クラブ設置促進事業、保育の質の向上のための研修等事業、ほほえみプロデュース活用推進事業(こどもみらい、県)、県事務費			
地域活性化基金分	6,502	6,386	116
合計	432,144	399,907	32,237

基金取崩額と執行金額の間では上記のとおり余剰と不足が発生し、通算すると 32,237 千円の余剰金が発生している。この余剰金は平成 22 年 5 月において基金に戻され、新たな運用に組み入れられる。これは、平成 21 年度末における未収債権であり、実際に運用開始する平成 22 年 5 月までは運用利息を得られないことになる。

この原因は、上記①基金取崩額が全て概算で行われていることにある。事業のうち、認定こども園事業を例にその決定過程を挙げると、「実施市町村からの所要額 7,358 千円をもとにするが、当該事業は対象児童数によって事業費が増減するため、以後の児童増加等の可能性を見て 10,000 千円に決定した。」としている。結果は予想に反し事業執行金額は所要額の半分以下に止まった。他の事業も同様である。

結果として 1 年間の余剰と不足は通算されるが、事業ごとの余剰額、不足額は放置できない金額である。事業ごとの差額を最小化するため、事業所要額に対する取崩額の算定を厳密に行う必要がある。

No.19 青森県妊婦健康診査臨時特例基金

1. 設置年月日

平成 21 年 3 月 13 日

2. 基金条例及び関連法規等

青森県妊婦健康診査臨時特例基金条例 (平成 21 年 3 月 13 日青森県条例第 3 号)

3. 基金の額 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

種 目	金 額
現 金	479,961
未払金	△31,199
合 計	448,762

4. 設置目的

県が国から交付を受ける妊婦健康診査臨時特例交付金により、市町村が行う妊婦の健康診査の円滑な推進を図るための事業に要する経費及び妊婦の健康診査を行う市町村に対する交付金の交付に要する経費の財源に充てるため (条例第 1 条)。

5. 基金の推移

(単位：千円)

年 度	積立額	取崩額	残 高
平成 20 年度	714,209	4,497	709,712
平成 21 年度	1,037	261,987	448,762

基金設置の財源は、厚生労働省からの交付金である。

6. 基金の管理等運用状況

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする (条例第 4 条)。

なお、平成 21 年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額(千円)	金融機関	利 率	預入期間
大口定期	329,284	青森銀行	0.58%	平成21年5月29日～ 平成22年4月30日
大口定期	150,677	青森銀行	0.48%	平成21年12月25日～ 平成23年3月31日
合 計	479,961			

**7. 基金の処分状況**

基金は、市町村が行う妊婦の健康診査の円滑な推進を図るための事業に要する経費及び妊婦の健康診査を行う市町村に対する交付金の交付に要する経費の財源に充てる場合に限る、これを処分することができる(条例第5条)。

**8. 監査の結果及び意見**

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

**【指摘】預入金融機関の指定について**

基金の預入機関の選定については、平成21年8月の預替時までは、預入金融機関の選定までを基金の担当課のこともみらい課で行っていたが、それ以後は預入期間と積立金額を提示するのみで、金融機関の指定については会計管理者に一任している(総論で指摘済み)。

**No.20 青森県障害者自立支援対策臨時特例基金**

**1. 設置年月日**

平成19年3月9日

**2. 基金条例及び関連法規等**

青森県障害者自立支援対策臨時特例基金条例(平成19年3月9日青森県条例第1号)

**3. 基金の額 (平成22年3月31日現在)**

(単位：千円)

種 目	金 額
現 金	3,092,228
未収金	632,595
合 計	3,724,823

**4. 設置目的**

県が国から交付を受ける障害者自立支援対策臨時特例交付金及び地域活性化・生活対策臨時交付金により、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく障害者等に対する適切な便宜の供与を障害福祉サービス事業を行う者が速やかに行うことができるよう経過的な支援を行う事業その他の同法に基づく制度の円滑な運用を図るための事業(以下「障害者自立支援特別対策事業」という。)及び福祉・介護に携わる人材の緊急的な確保を図るための事業に要する経費並びに障害者自立支援特別対策事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため(条例第1条)。

**5. 基金の推移**

(単位：千円)

年 度	積立額	取崩額	残 高
平成18年度	1,373,348	—	1,373,348
平成19年度	3,007	364,950	1,011,405
平成20年度	2,033,868	807,178	2,238,095
平成21年度	2,421,104	934,376	3,724,823

基金設置の財源は、厚生労働省からの交付金である。

**6. 基金の管理等運用状況**

基金の運用から生じる収益は、一般会計繰入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。(条例第4条)

なお平成21年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額(千円)	金融機関	利 率	預入期間
別段預金	443,510	青森銀行	—	
大口定期	417,560	青森銀行	0.42%	平成21年11月30日～ 平成22年4月5日
大口定期	493,933	青森銀行	0.53%	平成21年3月31日～ 平成24年3月30日
大口定期	245,783	青森銀行	0.53%	平成21年11月30日～ 平成23年4月5日
大口定期	225,150	青森銀行	0.545%	平成21年11月30日～ 平成23年11月30日
大口定期	54,200	青森銀行	0.48%	平成21年11月30日～ 平成22年9月30日
大口定期	54,196	青森銀行	0.53%	平成21年11月30日～ 平成23年9月30日
大口定期	40,643	青森銀行	0.64%	平成21年3月31日～ 平成22年9月30日
大口定期	214,457	青森銀行	0.64%	平成21年3月31日～ 平成22年11月30日
大口定期	172,159	みちのく銀行	0.62%	平成21年3月31日～ 平成23年3月31日
大口定期	59,444	みちのく銀行	0.665%	平成21年3月31日～ 平成23年3月31日
大口定期	187,667	みちのく銀行	0.64%	平成21年3月31日～ 平成23年3月31日
大口定期	40,643	みちのく銀行	0.665%	平成21年3月31日～ 平成23年9月30日
大口定期	214,457	みちのく銀行	0.665%	平成21年3月31日～ 平成23年11月30日
大口定期	172,159	みちのく銀行	0.665%	平成21年3月31日～ 平成24年3月30日
大口定期	56,267	みちのく銀行	0.665%	平成21年3月31日～ 平成24年3月30日
合 計	3,092,228			

**7. 基金の処分状況**

基金は、障害者自立支援特別対策事業及び福祉・介護に携わる人材の緊急的な確保を図るための事業に要する経費並びに障害者自立支援特別対策事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる(条例第5条)。

**8. 監査の結果及び意見**

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

**【指摘①】 預入金融機関の指定について**

預入金融機関の選定については、預入期間と積立金額を提示するのみで、金融機関の指定については会計管理者に一任している(総論で指摘済み)。

**【指摘②】 年度内の概算取崩しについて**

年度内の基金の取崩しは概算で行っている。平成21年度においては、一般会計への概算取崩額1,399,450千円と執行額766,855千円との間に多額の差異が生ずることとなり632,595千円の繰戻金(未収金)が発生した。これは、基金の執行予定額を基金の事業ごとに管理してそれぞれの事業ごとに概算取崩しを行ったためで、基金全体の取崩しと実際の執行状況を把握していなかったことにより生じたものである。これにより本来であれば取崩しを行わずに定期預金等による運用が可能であったことから運用収益の逸失利息が生じている。今後は、執行予定額を基金全体でも把握し、概算取崩額との間に多額の差異が生じないように運用するべきである。

**No.21 青森県自殺対策緊急強化基金**

**1. 設置年月日**

平成21年7月6日

**2. 基金条例及び関連法規等**

青森県自殺対策緊急強化基金条例(平成21年7月6日青森県条例第58号)

**3. 基金の額(平成22年3月31日現在)**

(単位：千円)

種 目	金 額
現 金	124,041
未収金	12,827
合 計	136,869

4. 設置目的

県が国から交付を受ける地域自殺対策緊急強化交付金により、自殺対策を緊急に強化するための事業(以下「自殺対策緊急強化事業」という。)に要する経費及び自殺対策緊急強化事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため(条例第1条)。

5. 基金の推移

(単位：千円)

年 度	積立額	取崩額	残 高
平成 21 年度	184,265	47,396	136,869

基金設置の財源は、内閣府からの交付金である。

6. 基金の管理等運用状況

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする(条例第4条)。  
なお平成21年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額(千円)	金融機関	利 率	預入期間
別段預金	23,559	青森銀行	—	
大口定期	43,463	青森銀行	0.57%	平成 21 年 8 月 27 日～ 平成 23 年 3 月 31 日
大口定期	20,000	青森銀行	0.58%	平成 21 年 8 月 27 日～ 平成 24 年 3 月 30 日
大口定期	37,019	青森銀行	0.37%	平成 22 年 3 月 31 日～ 平成 22 年 9 月 30 日
合 計	124,041			

7. 基金の処分状況

基金は、自殺対策緊急強化事業に要する経費及び自殺対策緊急強化事業を行う市町村に

対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限る、これを処分することができる(条例第5条)。

8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】預入金融機関の指定について

基金の預入金融機関の選定については、平成21年8月の積立時までは、預入金融機関の選定までを基金の担当課の監査福祉課で行っていたが、それ以後は預入期間と積立金額を提示するのみで、金融機関の指定については会計管理者に一任している(総論で指摘済み)。

No.22 青森県むつ小川原工業基地企業立地促進基金

1. 設置年月日

平成6年4月1日

2. 基金条例及び関連法規等

青森県むつ小川原工業基地企業立地促進基金条例(平成6年3月28日青森県条例第8号)

3. 基金の額(平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

種 目	金 額
現 金	3,129,210

4. 設置目的

むつ小川原工業開発地区内に立地する企業の当該立地に係る用地取得費について補助するに要する経費の財源に充てるため(条例第1条)。

5. 基金の推移

(単位：千円)

年度	積立額	取崩額	残高
平成11年度	10,246	—	3,015,561
平成12年度	10,225	—	3,025,786
平成13年度	9,052	—	3,034,838
平成14年度	6,103	—	3,040,941
平成15年度	5,489	—	3,046,430
平成16年度	5,484	—	3,051,914
平成17年度	5,493	—	3,057,407
平成18年度	6,403	—	3,063,810
平成19年度	21,159	—	3,084,969
平成20年度	24,371	—	3,109,340
平成21年度	19,900	—	3,129,240

基金設置の財源は、平成6年から平成8年までの旧通産省からの交付金である。

#### 6. 基金の管理等運用状況

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする(条例第4条)。

なお平成21年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額(千円)	金融機関	利率	預入期間
大口定期	1,564,620	青森銀行	0.42%	平成22年3月31日～ 平成23年3月31日
大口定期	1,564,619	みちのく銀行	0.42%	平成22年3月31日～ 平成23年3月31日
合 計	3,129,240			

#### 7. 基金の処分状況

条例に処分の条項はなく、処分は条例第1条の設置目的による。

#### 8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

#### 【指摘】知事との協議を経ない指定金融機関以外の金融機関への預け入れについて

基金の預入金金融機関の選定は、知事との協議を行わずに指定金融機関以外の金融機関へ

預け入れをしている(総論で指摘済み)。

#### 【意見】基金取崩しについて

平成22年度のむつ小川原工業基地立地促進費補助制度の体系は、大規模企業立地の中で20haまでは国の予算措置で対応し、国の予算措置を超過した20ha以上に青森県的一般財源と基金で対応することとしている。

しかし、当初計画どおりの企業立地が進まず、過去において唯一平成6年度に取崩しを行っているが、これも当初目的である20ha以上の大規模立地ではなく、国の予算措置超過分をカバーするものであった。結果として、基金創設から現在まで県が対応すべきものは無かったことになる。

県民は、むつ小川原地域の将来に高い関心を持っている。加えて、それに果たす同基金の役割にも期待している。しかし、現在は基金そのものの存在意義を疑わざるを得ない状態にある。青森県のために、同地域の将来を見据えた計画に基づき補助制度と基金の有り方を見直していただきたい。

### No.23 青森県緊急雇用創出事業臨時特別基金

#### 1. 設置年月日

平成21年3月13日

#### 2. 基金条例及び関連法規等

青森県緊急雇用創出事業臨時特別基金条例(平成21年3月13日青森県条例第4号)

#### 3. 基金の額(平成22年3月31日現在)

(単位：千円)

種 目	金 額
現 金	9,556,694
未収金	82,070
合 計	9,638,765

4. 設置目的

国から交付を受ける緊急雇用創出事業臨時特例交付金により、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の次の雇用までの短期の雇用・就業機会の創出・提供のための事業、これらの者に対する総合的な生活・就労相談のための事業及びこれらの者の住居の確保のための事業に要する経費並びに以上の事業を行う市町村等に対する補助に要する経費の財源に充てるため(条例第1条)。

5. 基金の推移

(単位：千円)

年度	積立額	取崩額	残高
平成20年度	2,470,000	—	2,470,000
平成21年度	9,503,772	2,335,008	9,638,765

基金設置の財源は、厚生労働省からの交付金である。

6. 基金の管理等運用状況

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする(条例第4条)。

なお平成21年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 別	預入額 (千円)	金融機関	利率	預入期間
大口定期	1,039,276	青森銀行	—	平成21年8月7日～平成22年8月9日
大口定期	1,075,067	青森銀行	0.57%	平成21年8月7日～平成22年8月9日
大口定期	1,075,067	みちのく銀行	0.57%	平成22年8月9日
大口定期	765,690	青森銀行	0.42%	平成22年2月8日～平成22年8月9日
大口定期	765,690	みちのく銀行	0.42%	平成22年2月8日～平成22年8月9日
大口定期	275,000	青森銀行	0.29%	平成22年3月31日～平成22年6月30日
大口定期	294,431	青森銀行	0.37%	平成22年3月31日～平成22年9月30日
大口定期	275,000	みちのく銀行	0.29%	平成22年3月31日～平成22年6月30日
大口定期	294,431	みちのく銀行	0.37%	平成22年3月31日～平成22年9月30日
大口定期	208,429	青森銀行	0.29%	平成22年3月31日～平成22年6月30日
大口定期	208,429	みちのく銀行	0.29%	平成22年3月31日～平成22年6月30日
大口定期	287,713	青森銀行	0.37%	平成22年3月31日～平成22年9月30日
大口定期	287,713	みちのく銀行	0.37%	平成22年3月31日～平成22年9月30日
大口定期	655,815	青森銀行	0.29%	平成22年3月31日～平成22年6月30日
大口定期	655,815	みちのく銀行	0.29%	平成22年3月31日～平成22年6月30日
大口定期	192,790	青森銀行	0.37%	平成22年3月31日～平成22年9月30日
大口定期	192,790	みちのく銀行	0.37%	平成22年3月31日～平成22年9月30日

大口定期	1,007,543	青森銀行	0.29%	平成22年3月31日～ 平成22年6月30日
合 計	9,556,694			

**7. 基金の処分状況**

基金は、緊急雇用創出対策事業、生活・就労相談事業及び住居確保事業に要する経費並びに緊急雇用創出対策事業、生活・就労相談事業及び住居確保事業を行う市町村等に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる（条例第5条）。

**8. 監査の結果及び意見**

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

**【指摘①】知事との協議を経ない指定金融機関以外の金融機関への預け入れについて**

基金の預入金融機関の選定は、知事との協議を行わずに指定金融機関以外の金融機関へ預け入れをしている（総論で指摘済み）。

**【指摘②】別段預金について**

平成21年度の別段預金の増減を示すと以下のとおりである。

（単位：千円）

日付	別段預金預入	基金取崩	別段預金残高	備考
平成21年3月31日	695,646	—	695,646	
平成21年5月29日	—	695,646	0	緊急雇用創出事業取崩
平成21年8月7日	1,242,838	—	1,242,838	
平成21年9月30日	—	1,242,838	0	緊急雇用創出事業取崩
平成22年3月31日	558,773	—	558,773	
同上	287,713	—	846,486	
同上	192,790	—	1,039,276	
平成22年4月30日	—	287,713	751,563	重点分野雇用創出事業取崩
同上	—	192,790	558,773	地域人材育成事業取崩
同上	—	558,773	0	緊急雇用創出事業取崩

上記のとおり当該基金では別段預金が多用されている。その理由として担当者は、「対象事業ごと、また四半期ごとの執行計画に合わせて組替えから取崩しまで短期間のもので定期預金とせず、別段預金とした」と回答している。しかし、いずれも2カ月間から1カ月間の定期預金運用が可能であった。これに対して担当者の回答は、「基金の成立、運用

を開始したばかりで不慣れであったこと、年度初めで事務が立て込んでいて取崩しが遅れてしまった」ということであった。

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならぬ（条例第3条）。現在の別段預金の使用方法は、理由としている状況においても最も有利な方法とは言えず、結果として運用の機会を失わせたことになる。現状の別段預金の多用を見直し、定期預金の運用をするべきである。

**【意見】基金の内の未収債権について**

当該基金は平成21年度に2,335,008千円が取崩されたが、実際の使用は県の事業1,013,436千円、市町村の事業1,239,502千円で合計2,252,938千円であり、差額82,070千円が取崩し超過となっている。この超過額は翌年度の平成22年5月に基金に戻され、新たな運用に組み入れられる。これは、平成21年度末における未収債権であり、実際に運用を開始する平成22年5月までは運用利息を得られないことになる。

取崩し超過額が発生する原因を考察すると、まず基金取崩し額は事業計画どおりの金額であり概算払いではない。超過額が発生する原因は、実施額が計画を下回って戻し入れが発生していることによる。事業ごとの基金取崩し額と事業費確定額を検証し差額を最小化できないかとの監査人の質問に、担当者は「事業は県の事業と市町村の事業があり、そこから細分化されているため、事業が多すぎて個別に管理できない」との回答があった。

現在の管理方法では、この取崩し超過額の発生が本当に止むを得ないものであるか否かは判断できない。さらに事業数の多寡で管理の是非を言うことは、責任放棄ではないか。管理方法を見直し、基金取崩し額と事業費確定額の差額を最小化することが必要である。

**No.24 青森県ふるさと雇用再生特別基金**

**1. 設置年月日**

平成21年3月13日

**2. 基金条例及び関連法規等**

青森県ふるさと雇用再生特別基金条例（平成21年3月13日青森県条例第5号）

**3. 基金の額（平成22年3月31日現在）**



(単位：千円)

種 目	金 額
現 金	6,119,224
未収金	95,643
合計	6,214,867

**4. 設置目的**

国から交付を受けるふるさと雇用再生特別交付金により、地域における継続的な雇用機会の創出を図るための事業に要する経費及び同事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てるため(条例第1条)。

**5. 基金の推移**

(単位：千円)

年 度	積立額	取崩額	残高
平成20年度	7,380,000	—	7,380,000
平成21年度	135,556	1,300,689	6,214,867

基金設置の財源は、厚生労働省からの交付金である。

**6. 基金の管理等運用状況**

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に輸入するものとする(条例第4条)。  
なお平成21年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額(千円)	金融機関	利率	預入期間
別段	717,774	青森銀行	—	—
大口定期	350,000	青森銀行	0.29%	平成22年3月31日～平成22年6月30日
大口定期	2,350,725	青森銀行	0.37%	平成22年3月31日～平成22年9月30日
大口定期	350,000	みちのく銀行	0.29%	平成22年6月30日
大口定期	2,350,725	みちのく銀行	0.37%	平成22年3月31日～平成22年9月30日
合 計	6,119,224			

**7. 基金の処分状況**

基金は、ふるさと雇用再生特別対策事業に要する経費及びふるさと雇用再生特別対策事業を行う市町村に対する補助に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる(条例第5条)。

**8. 監査の結果及び意見**

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

**【指摘①】知事との協議を経ない指定金融機関以外の金融機関への預け入れについて**  
基金の預入金金融機関の選定は、知事との協議を行わずに指定金融機関以外の金融機関へ預け入れをしている(総論で指摘済み)。

**【指摘②】別段預金について**

平成21年度の別段預金の増減を示すと以下のとおりである。

日付	別段預金 預入	基金取崩	別段預金 残高
平成 21 年 3 月 31 日	847,861	—	847,861
平成 21 年 5 月 29 日	—	847,861	0
平成 21 年 9 月 30 日	362	—	362
平成 21 年 12 月 8 日	—	362	0
平成 22 年 3 月 31 日	717,774	—	717,774
平成 22 年 4 月 30 日	—	717,774	0

(単位：千円)

上記のとおり当該基金では別段預金が多用されている。その理由として担当者は、「対象事業ごと、また四半期ごとの執行計画に合わせて組替えから取崩しまで短期間のもので定期預金とせず、別段預金とした」と回答している。しかし、いずれも2か月間から1か月間の定期預金運用が可能であった。これに対して担当者の回答は、「基金の成立、運用を開始したばかりで不慣れであったこと、年度初めで事務が立て込んでいて取崩しが遅れてしまった」ということであった。

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない(条例第3条)。現在の別段預金の使用方法は、理由としている状況においても最も有利な方法とは言えず、結果として運用の機会を失わせたことになる。現状の別段預金の多用を見直し、定期預金の運用をするべきである。

**【意見】基金の内の未収債権について**

当該基金は平成 21 年度に 1,300,689 千円が取崩しされたが、実際の使用は県の事業 686,225 千円、市町村の事業 518,820 千円で合計 1,205,045 千円であり、差額 95,644 千円が取崩し超過額となっている。この超過額は翌年度の平成 22 年 5 月に基金に戻され、新たな運用に組み入れられる。これは、平成 21 年度末における未収債権であり、実際に運用開始する平成 23 年 5 月までは運用利息を得られないことになる。

取崩し超過額が発生する原因を考察すると、まず基金取崩し額は事業計画どおりの金額であり概算払いではない。超過額が発生する原因は、実施額が計画を下回って戻し入れが発生していることによる。事業ごとの基金取崩し額と事業費確定額を検証し差額を最小化できないかとの監査人の質問に、担当者は「事業は県の事業と市町村の事業があり、そこから細分化されているため、事業が多すぎて個別に管理できない」との回答があった。

現在の管理方法では、この取崩し超過額が発生が本当に止むを得ないものであるか否かは判断できない。さらに事業数の多寡で管理の是非を言うことは、責任放棄ではないか。管理方法を見直し、基金取崩し額と事業費確定額の差額を最小化することが必要で

ある。

**No.25 青森県美術資料取得等基金**

**1. 設置年月日**

平成 4 年 4 月 1 日

**2. 基金条例及び関連法規等**

青森県美術資料取得等基金条例(平成 4 年 3 月 25 日青森県条例第 10 号)

**3. 基金の額(平成 22 年 3 月 31 日現在)**

(単価：千円)

種 目	金 額
現 金	784,511

**4. 設置目的**

美術品その地の美術資料の取得及び展示に要する経費の財源に充てるため(条例第 1 条)。

**5. 基金の推移**

(単位：千円)

年度	積立額			取崩額		残高
	預金利息	企画展精算金	美術品取得	企画展経費		
平成 11 年度	6,001	0	251,139	0	1,515,290	
平成 12 年度	5,137	0	178,028	0	1,342,399	
平成 13 年度	4,016	0	199,840	0	1,146,575	
平成 14 年度	2,305	0	94,517	0	1,054,364	
平成 15 年度	1,903	0	98,165	0	958,101	
平成 16 年度	1,724	0	48,179	0	911,647	
平成 17 年度	1,640	0	49,307	18,201	845,780	
平成 18 年度	1,771	87,817	0	56,664	878,704	
平成 19 年度	5,742	16,021	0	64,880	835,588	

平成20年度	6,601	9,005	0	41,477	809,717
平成21年度	5,182	13,989	0	44,378	784,511

## 6. 基金の管理等運用状況

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする（条例第4条）。

なお平成21年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種類	預入額(千円)	金融機関	利率	預入期間
大口定期	392,255	青森銀行	0.42%	平成22年3月31日～平成23年3月31日
大口定期	392,255	みちのく銀行	0.42%	平成22年3月31日～平成23年3月31日
合計	784,511			

## 7. 基金の処分状況

基金は、美術品その地の美術資料の取得及び展示に要する経費の財源に充てるために取崩しを行うのであるが、平成5年度から平成17年度においては、美術品の取得のため取崩しを行っており平成18年度以降は展示に要する経費のために取崩しを行っている。

## 8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

### 【指摘】預入金庫機関の指定について

基金の預入金庫機関の選定については、預入期間と積立金額を提示するのみで、金融機関の指定については会計管理者に一任している（総論で指摘済み）。

### 【意見①】企画展実行委員会との開催経費負担に関する契約について

青森県立美術館は、その設置目的である青森県の芸術風土を世界に向けて発信するため企画展を開催することがある。基金はこの美術品その地の美術資料の展示に要する経費の財源に充てるため取り崩す場合がある。

仕組みとしては、この企画展における入場料収入等から開催経費を差引いた収支決算額の不足額を補てんすることとし、また差引いた収支決算額に剰余金が生じた場合には果に返戻され基金に積み立てすることとしている。そして、この収支決算を行うため企画展ごとに実行委員会を立ち上げ、県と実行委員会との間で「企画展実行委員会に要す

る経費の負担に関する協定書」を締結している。

しかしながら、この協定書には企画展事業完了後の収支決算額にかかる具体的な「剰余金の処分に関する事項」がないため、収支決算額の不足額の補てんをどこまでするのか、及び剰余金の全額を果へ返戻がされるのか不明確になっている。また、具体的な「企画展において作成したグッズ、図録等の販売在庫品に関する事項」についての条項がないため、企画展事業終了後のグッズ等の販売在庫の所有権者は誰なのか明瞭となっていない。実行委員会の委員には、マスコミ関係者や他美術館関係者がなることもあり、企画展の主催者が複数の者がなることもあることから協定書においてこれらの点を明確にするべきである。

### 【意見②】購入取得美術品の現品管理について

購入美術品の管理は、「美術品出納簿」と「作品カード」により行っている。美術品出納簿は、美術品の購入、寄贈等により美術品を受け入れた際に記載し、廃棄等した際に払出し欄に記載するのみで、これと現品との照合は行われていない。

また、作品カードは、学芸員が美術館で収蔵している美術品のデータベースとして作成しているものでありこれによる現品との照合も行われていない。

現在美術館には、取得、寄贈を受けたもの合わせて3,200点余りの美術品があるが、美術館開館以来現品との照合を行ったことの記録がない状況である。

このことに対して、担当者からは美術品が厳重な管理のもと収蔵庫で管理しており紛失等の恐れはないと判断しているとの回答であるが、取得美術品が全て紛失等もなく保管されているとの確信はないようである。確かに美術品の現品との照合を毎年定期的に実施することは、梱包等され保管されていることから顕著な確認作業は美術品の破損や劣化を招くこともあることを考えると現実的でないともいえる。しかし常設展及び企画展における展示状況、他美術館への貸出による払い出し等を確認したところ3年程度でほぼ全作品の現品確認ができる状況であった。

美術品は、高額なものも多数あり、代替性のない貴重な財産であることを考えるとその現品の実在することの確認照合がされないことは、問題であり改善を要する。

現品の確認照合の方法、現品の保管場所の整理方法を検討し管理規定を定めるなどして、その所在の確認が適切にされるようにすべきである。

### 【意見③】当基金の処分について

当基金の処分事由として「美術品その他の美術資料の取得及び展示に要する経費の財源に充てるため」となっているが、平成18年度以降美術資料の取得のための取崩しがされていく。また、展示経費の収支が赤字のため基金がここ数年減少している状況となっている。この基金設置の主たる目的は美術資料の取得であると考えられるが、美術資料の取得が行われない状況で年々基金が減少している状況である。

基金が減少している内容を確認したところ、基金の設置目的たる養蚕の展示ではなく、広義の展示である企画展に要する経費の財源となつて減少していることがわかつた。基金を減少させない展示経費のあり方について検討するとともに、基金の主たる目的の美術資料等の取得について再開するよう検討すべきと考える。

**No.26 青森県中山間地域等直接支払交付金基金**

**1. 設置年月日及び廃止年月日**

設置：平成12年4月1日  
 廃止：平成22年10月15日

**2. 基金条例及び関連法規等**

青森県中山間地域等直接支払交付金基金条例(平成12年3月24日青森県条例第71号)

**3. 基金の額 (平成22年3月31日現在)**

(単位：千円)

種 目	金 額
現 金	600

**4. 設置目的**

中山間地域等の農業及び農村の有する多面的機能の確保を図るため(条例第1条)。

**5. 基金の推移**

(単位：千円)

年度	積立額	取崩額	残高
平成12年度	865,217	297,098	568,118
平成13年度	501,621	438,734	631,004
平成14年度	402,085	475,189	557,901
平成15年度	350,637	482,570	425,969
平成16年度	428,414	486,219	368,164
平成17年度	382,432	433,733	316,863
平成18年度	336,943	437,640	216,166

平成19年度	366,807	437,318	145,655
平成20年度	352,225	437,427	60,452
平成21年度	377,451	437,303	600

基金設置の財源は、農林水産省からの交付金である。

平成22年10月6日の同条例の廃止条例案可決にともない平成21年度の基金残高600千円は一般会計に繰戻し、国庫に返納することとなっている。

**6. 基金の管理等運用状況**

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に輸入するものとする(条例第4条)。

なお平成21年度末現在の現金の内訳は以下のとおりである。

種 類	預入額 (千円)	金融機関	利率	預入期間
別段預金	600	青森銀行	—	平成22年3月31日～平成23年3月31日
合 計	600			

**7. 基金の処分状況**

基金は、中山間地域等直接支払事業を行う市町村に対する交付金の交付に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる(条例第5条)。

**8. 監査の結果及び意見**

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかつた。

**【指摘】預入金庫機関の指定について**

平成18年度までは、預入利率が同一のため青森銀行及びみちのく銀行に2分の1ずつ預け入れしていたが、平成19年度からは県の指定金融機関である青森銀行で運用している(総論で指摘済み)。

**No.27 青森県森林整備担い手対策基金**

**1. 設置年月日**

平成5年3月26日

**2. 基金条例及び関連法規等**

青森県森林整備担い手対策基金条例（平成 5 年 3 月 26 日青森県条例第 2 号）

**3. 基金の額（平成 22 年 3 月 31 日現在）**

（単位：千円）

種 目	金 額
現 金	16,873
有価証券	2,725,570
合 計	2,742,444

**4. 設置目的**

森林整備の担い手の育成確保を図るため（条例第 1 条）。

**5. 基金の推移**

（単位：千円）

年度	積立額	取崩額	残高
平成 11 年度	—	—	2,727,500
平成 12 年度	—	—	2,727,500
平成 13 年度	—	—	2,727,500
平成 14 年度	1,900	—	2,729,400
平成 15 年度	6,549	—	2,735,949
平成 16 年度	6,495	—	2,742,444
平成 17 年度	—	—	2,742,444
平成 18 年度	—	—	2,742,444
平成 19 年度	—	—	2,742,444
平成 20 年度	—	—	2,742,444
平成 21 年度	—	—	2,742,444

なお、平成 11 年度から平成 21 年度における基金積立額の明細は以下のとおりである。

（単位：千円）

年度	運用益	事業費	差引
平成 11 年度	39,321	39,321	0
平成 12 年度	40,479	40,479	0
平成 13 年度	39,885	39,885	0
平成 14 年度	39,111	37,211	1,900
平成 15 年度	37,447	30,894	6,553
平成 16 年度	38,834	32,339	6,495
平成 17 年度	38,846	38,846	0
平成 18 年度	38,851	38,851	0
平成 19 年度	38,925	38,925	0
平成 20 年度	38,949	38,949	0
平成 21 年度	38,923	38,923	0

基金に編入している。  
基金に 6,549 千円編入している。  
基金に編入している。

平成 15 年度の差引 6,553 千円と基金に編入した 6,549 千円の差額 4 千円は一般会計に編入している。

**6. 基金の管理等運用状況**

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、次に掲げる事業に要する経費に充てるものとする（条例第 4 条第 1 項）。

- 一 林業従事者の安全及び衛生に関する事業
- 二 林業従事者の技術・技能の向上に関する事業
- 三 林業従事者の福利厚生に関する事業
- 四 その他森林整備の担い手の育成確保に関する事業

基金の運用から生ずる収益の額が前項各号に掲げる事業に要する経費の総額を超えるときは、その超える金額を一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする（条例第 4 条第 2 項）。

なお平成 21 年度末現在の現金及び有価証券の内訳は以下のとおりである。

(1) 現金

種 類	預入額 (千円)	金融機関	利率	預入期間
大口定期	16,873	青森銀行	0.64%	平成22年3月30日～平成23年3月30日
合 計	16,873			

(2) 有価証券

種 類	預入額 (千円)	金融機関	利率	預入期間
第264回大阪府公募債	423,478	日興シティG	1.4%	平成16年3月30日～平成26年3月28日
第264回大阪府公募債	423,311	日興シティG	1.4%	平成16年3月30日～平成26年3月28日
兵庫県平成15年度第10回公募債	421,583	大和証券	1.4%	平成16年3月26日～平成26年3月24日
第253回大阪府公募債	62,931	野村證券	0.8%	平成15年3月28日～平成25年3月28日
第253回大阪府公募債	59,982	野村證券	0.8%	平成15年3月28日～平成25年3月28日
第253回大阪府公募債	59,742	野村證券	0.8%	平成15年3月28日～平成25年3月28日
大阪市平成13年度第9回公募債	270,749	野村證券	1.5%	平成14年3月27日～平成24年3月19日
大阪市平成13年度第9回公募債	264,027	野村證券	1.5%	平成14年3月27日～平成24年3月19日
大阪市平成13年度第9回公募債	264,019	野村證券	1.5%	平成14年3月27日～平成24年3月19日
埼玉県平成12年度第2回公募債	207,500	野村證券	1.8%	平成12年7月21日～平成22年7月21日
茨城県平成12年度第1回公募債	268,245	野村證券	1.4%	平成13年3月16日～平成23年3月16日
合 計	2,725,570			

公募地方債の購入相手方選定については青森市内に所在する3社の証券会社を対象としている。

【参考情報】有価証券の預入額と平成22年3月31日の時価 (債権標準価格)

(単位：千円)

種 類	預入額 (A)	時価 (B)	評価差額 (B) - (A)
第264回大阪府公募債	423,478	437,300	13,822
第264回大阪府公募債	423,311	437,093	13,782
兵庫県平成15年度第10回公募債	421,583	437,397	15,814
第253回大阪府公募債	62,931	63,578	647
第253回大阪府公募債	59,982	60,599	617
第253回大阪府公募債	59,742	60,599	857
大阪市平成13年度第9回公募債	270,749	277,651	6,902
大阪市平成13年度第9回公募債	264,027	270,755	6,728
大阪市平成13年度第9回公募債	264,019	270,755	6,736
埼玉県平成12年度第2回公募債	207,500	208,466	966
茨城県平成12年度第1回公募債	268,245	272,914	4,669
合 計	2,725,570	2,797,112	71,542

上記の表から、平成22年3月31日において評価差額が71,542千円あることがわかる。

7. 基金の処分状況

処分に関する規定はない。

8. 監査の結果及び意見

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【指摘】預入金融機関の指定について

平成15年度までは基金の預入金融機関の選定については、預入期間と積立金額を提示するのみで、金融機関の指定については会計管理者に一任している。平成16年度以降は利率が変わらないため青森銀行に預け入れしている (総論で指摘済み)。